「栃木県広域サイクルツーリズム推進協議会」規約

令和5(2023)年7月20日

(名称)

第1条 この協議会は、栃木県広域サイクルツーリズム推進協議会(以下、協議会という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、サイクリング環境の整備及び活用によりサイクルツーリズムを推進する ことを目的とする。

(委員)

第3条 協議会の委員は、別紙のとおりとし、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7 (2025) 年3月31日までの期間とする。なお、協議会は、 その目的を達したときに解散する。

(座長)

- 第5条 協議会に座長を置く。
- 2 座長は、委員による互選により定める。
- 3 座長は、議事の進行に当たる。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

- 第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 各地域サイクルツーリズム推進協議会において設定されたモデルルート(以下、各モデルルートという。) 間を結ぶルート(以下、連携ルートという。) 等の決定
 - (2) 各モデルルート及び連携ルートにおける取組内容のフォローアップ
 - (3) その他必要な事項
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる(学識者を除く)。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 座長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決 し、協議会の議決に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会後ホームページ等で公開する。 ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

1 本規約は、令和5(2023)年7月20日から施行する。

栃木県広域サイクルツーリズム推進協議会委員名簿

(敬称略/建制順)

	1		1
	種別	所属・職	氏名
1	学識者	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	篠原 靖
2		宇都宮大学地域デザイン科学部教授	大森 宣暁
3		作新学院大学女子短期大学部准教授	藤村 透子
4	· · 観光事業者	(株)JTB 宇都宮支店営業課長	辻本 裕之
5		(公社)栃木県観光物産協会会長	荻原 正寿
6		(株)栃木プロジェクトプロ代表取締役会長	高根沢 武一
		那須高原オールスポーツアソシエーション会長	
7	· 有識者	サイクルスポーツマネージメント(株)	柿沼 章
		代表取締役社長	· 에스 후
8		NASPO(株)代表取締役	若杉 厚仁
9		栃木県サイクリング協会理事長	池田 宰
10	交通管理者	栃木県警察本部交通部交通規制課課長	大澤 賢吾
11	道路管理者	栃木県県土整備部交通政策課長	横尾 元央
12		栃木県県土整備部道路保全課長	石崎 浩
13	庁内 関係各課	栃木県総合政策部地域振興課長	船木 優子
14		栃木県環境森林部自然環境課長	柿沼 章洋
15		栃木県産業労働観光部観光交流課長	小池 由紀